

## 議案第17号

川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2月18日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例

川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。」を「昭和24年法律第207号」に改め、「社会教育委員」の次に「（以下「委員」という。）」を加える。

第2条第1項中「社会教育委員」を「委員」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「委嘱しなければ」を「委嘱し、又は任命しなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に、「解嘱する」を「解嘱し、又は解任する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員に係る委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定するものである。